

『市民検討会議委員からの意見、質問、提案 ー第2回資料ー』
補足説明

◎土田委員のご意見について

「3. 御提案等を条文ごとに整理したもの」の3条、4条、9条、10条、11条に記載されている「不要」、「不必要」というのは、条例の中身として不要、不必要という意味ではなく、第2条に含むようにしているので、新たに条文を作る必要はないというご意見です。

境港市議会基本条例策定特別委員会